

4 同じ世帯のなかで複数の方がサービスを利用しても、月額負担上限額は同じです

- 同じ世帯のなかで障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合でも、4区分の月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障害福祉サービス費として支給されます（償還払い方式によります）。
- 例えば、低所得2の世帯で、2人以上の方が障害福祉サービスを利用する場合も、世帯全体の定率負担の合計は、24,600円が上限となります。

5 6 7 食費等実費負担についても、軽減措置が講じられます

- 入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付の際には、施設における費用の基準を設定することとしており（58,000円程度を想定）、20歳以上で入所施設を利用する場合、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円（障害基礎年金1級受給者や60歳以上の方は28,000円、65歳以上の方は30,000円、65歳以上の身体障害者療護施設利用者は28,000円）が残るように補足給付が行われます。
- 20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担（その他生活費25,000円を含めて低所得世帯で50,000円、一般世帯で79,000円）となるように補足給付が行われます。さらに18歳未満の場合には、教育費相当分として9,000円が加算されます。
- 通所施設等では、施行後3年間、低所得の場合、食材料費のみの負担となるため、3分の1の負担となります（月22日利用の場合、約5,100円）。

8 生活保護への移行防止策が講じられます

- こうした負担軽減策を講じても、定率負担や食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額上限額を引き上げるとともに、食費等実費負担も引き下げます。



あなたの利用者負担はこうなります

■例示

入所施設を利用している場合（20歳以上）

- 入所施設事業費 350,000円 ● 利用される方の年齢 30歳

	生活保護	障害基礎年金2級受給者* (年金月額66,208円)(低所得1)	障害基礎年金1級受給者* (年金月額82,758円)(低所得2)	一般
サービス利用料	0円	15,000円	24,600円	35,000円
個別減免後		0円	8,045円	
食費等実費負担	58,000円	58,000円	58,000円	58,000円
補足給付後	22,000円	41,208円	46,712円	
合計負担額	22,000円	41,208円	54,757円	93,000円
(手元に残るお金)	—	25,000円	28,001円	—

※収入が障害基礎年金のみである場合

グループホームとホームヘルプを利用している場合

- グループホームの事業費 60,000円 ● ホームヘルプの事業費 100,000円

	生活保護	障害基礎年金2級受給者* (年金月額66,208円)(低所得1)	障害基礎年金1級受給者* (年金月額82,758円)(低所得2)	一般
サービス利用料	0円	15,000円	16,000円	16,000円
個別減免後		0円	1,963円	

※収入が障害基礎年金のみである場合

通所施設とホームヘルプを利用している場合

- 通所施設の事業費 130,000円 ● ホームヘルプの事業費 150,000円

	生活保護	障害基礎年金2級受給者* (年金月額66,208円)(低所得1)	障害基礎年金1級受給者* (年金月額82,758円)(低所得2)	一般
サービス利用料	0円	15,000円	24,600円	28,000円
社会福祉法人減免後		7,500円	12,300円	
食費等実費負担	14,300円	14,300円	14,300円	14,300円
減免後	5,100円	5,100円	5,100円	
合計負担額	5,100円	12,600円	17,400円	42,300円

※収入が障害基礎年金のみである場合

◎同一の事業所が運営している通所施設とホームヘルプを利用している場合